| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額（円） | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| R6.4.24 | 解析システム運用保守業務 | 日本データーサービス株式会社 | 1,441,000 | R6.3.25 | R6.4.1 ～ R7.3.31 | 当該システムは日本データーサービス株式会社（以下、「同業者」という。）が独自に開発し、複数の自治体に納品、運用しているシステムであり、同業者が著作権を保有している。そのため、GISエンジン等のコアシステムについて、システムソース、ドキュメント等の自社のノウハウを積極的に同業他社に開示するものではない。<br>したがって、他社が受託した場合、現行システムの構成、処理フロー等をゼロから解析する必要があるとともに、障害が発生した際の原因の切り分け、復旧作業に多大な時間を要するものと考えられ、同業者に比べ委託費が高額になることは明白である。<br>（地方自治法施行令第167条の２第１項第２号） | 政）都市計画部都市計画課<br>011-211-2506 |
| R6.4.24 | 札幌市公共交通情報提供システム（えきバスナビ）運用・保守業務 | 株式会社メディア・マジック | 13,497,000 | R6.3.14 | R6.4.1 ～ R7.3.31 | 本システムは、多様で複雑な札幌市の交通網におけるバスの乗り換えを含んだ経路や乗継料金などの情報を提供するものであり、本業務は、本システムの安定的な稼働を確保することを目的としている。<br>本業務を実施するうえでは、本システムの全体構成、設計仕様、システム特性に加え、バス事業者のバスロケーションシステムとの関連性や札幌市の交通ネットワークを熟知していることが要件となる。<br>当該業者は、これまで本システムの要件定義、設計、開発、運用、保守、バス事業者側のバスロケーションシステムと連携する機能も構築しており、また、札幌市内バス事業者独自のバス運行情報サービスも運営していることから、札幌市の交通ネットワークにも精通している。<br>そのため、本業務を履行できる業者は、当該業者の他にない。<br>以上の事由から、本契約の相手方を当該業者に特定する。<br>（地方自治法施行令第167条の２第１項第２号） | 政）総合交通．都市交通課<br>011-211-2492 |
| R6.4.24 | 令和６年度南区デマンド交通実証実験支援業務 | トヨタカローラ札幌株式会社 | 7,293,000 | R6.3.27 | R6.4.1 ～ R7.3.31 | 本業務は、運転手不足の深刻化等によりバス路線の維持が困難となっている中、バス事業者がデマンド型運行へ転換し、効率的な運行により路線の維持を目指す実証運行の取組を支援することを目的に、バス事業者に対してＡＩデマンド交通システムの提供等を行っている。<br>実証運行にあたっては、ＡＩデマンド交通システムを活用し、会員登録や予約受付、配車指示等を行っている。バス事業者が本格運行へ向けて、実証運行の結果を適切に評価・検証し、地域特性に合った運行計画を策定するためには、２年間の実証運行期間中、同じシステムを活用することが不可欠である。このシステムを提供できる業者は、過年度業務でシステムを提供した当該業者のみである。<br>以上の事由から、当該業者を本契約の相手方として選定する。<br>（地方自治法施行令第167条の２第１項第２号） | 政）総合交通．都市交通課<br>011-211-2492 |
| R6.4.24 | 「札幌いま・むかし探検ひろば」等総合管理業務 | 札幌丘珠空港ビル株式会社 | 3,190,000 | R6.3.29 | R6.4.1 ～ R7.3.31 | 札幌丘珠空港ビル株式会社は、札幌丘珠空港ビルを所有・管理している会社である。空港内は高度なセキュリティの確保が必要な施設であることから、同社は当該ビルの開館時間内には必ず職員又は警備員を常駐させている。<br>「札幌いま・むかし探検ひろば」の管理、施設内設置物更新・補充についても、高度なセキュリティの確保のためには、館内他施設との一体的な警備の下で行う必要性があることから、当該施設の管理業務を行える業者は、同社のみである。<br>よって、本契約の相手方は当該業者に特定され、契約の性質または目的が競争入札に適しないため、特定による随意契約を行うことといたしたい。<br>（地方自治法施行令第167条の２第１項第２号） | 政）総合交通．都市交通課<br>011-211-2492 |
| R6.4.24 | 消費生活支援事業関係業務 | 公益社団法人　札幌消費者協会 | 80,432,000 | R6.3.29 | R6.4.1 ～ R7.3.31 | 本業務に必要な諸条件は、以下のとおり。<br><br>１ 本市では年間約10,000件前後の消費生活相談対応や各種講座を多数実施していることから、事務を的確に実施するに足りる知識及び技術を備えた、相談員及び啓発職員を一定数以上確保できること。<br>２ 消費者の権利の尊重及びその自立の支援に資するよう、公正かつ中立に事務を実施するため、相談者や事業者等と直接的な利害関係のない、高い公益性を有していること。<br>３ 事務の円滑かつ効果的な実施に当たっては、関係機関との連携・協力体制の確保が必要であるため、各機関との連携・協力体制を構築しており、また、今後もその構築及び維持が可能であること。<br>４ 高度に専門的な本業務について、経験・ノウハウを有し、適切かつ確実な履行が見込めること。<br><br>上記の条件を満たす者は当該事業者のほかにないことから、地方自治法施行令第167条第２項第２号に基づき、特定による随意契約とする。<br>（地方自治法施行令第167条の２第１項第２号） | 市）市民生活部消費生活課<br>011-211-2245 |
| R6.4.24 | 令和6年度スポーツ局ほか清掃業務 | オリックス・ファシリティーズ株式会社 | 5,379,000 | R6.3.29 | R6.3.29 ～ R7.3.31 | スポーツ局等が入居するORE札幌ビルの貸主であるオリックス・アセットマネジメント株式会社から、貸室内清掃について管理会社が行うと指定があることから（管理規則「D．衛生・清掃」記載）、本業務は同ビルの管理会社である左記業者のみが実施可能である。<br>よって、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に基づき、左記業者との特定随意契約とする。<br>（地方自治法施行令第167条の２第１項第２号） | ス）スポーツ部企画事業課<br>011-211-3044 |
| R6.4.24 | 令和6年度札幌市学校施設開放事業管理運営業務 | 一般財団法人　札幌市スポーツ協会 | 369,435,000 | R6.3.29 | R6.4.1 ～ R7.3.31 | ア　本市の学校体育施設開放事業は、昭和49年に「学校開放管理センター」を設立して、本市が直営で一元的な集中管理をしていた。その後、利用者の増加に伴う事務量の増加を受け、昭和59年に財団法人札幌市スポーツ振興事業団（現：一般財団法人札幌市スポーツ協会）が設立されたことから、同センターの運営、事業の実施について同事業団に委託し実施してきた。以降、同事業団は、各区体育館に事務局機能の一部を持たせることによって、地域での学校開放利用者へ、機動的かつきめ細かな体制を確立しながら円滑に本業務を遂行しており、本業務に精通している。<br>イ　本市では「札幌市公共施設予約情報システム（以下「システム」という）。」の業務端末を区体育館等窓口に設置していることから、区体育館等の指定管理者となっている協会は、利用者の利便性の向上や経費削減を図りながら、同システムを活用してセンター管理校の利用申込や利用調整を行うことができる唯一の事業者である。<br>ウ　協会は、自らが指定管理者となっている区体育館等を活用することができ、各区体育館等に事務局機能の一部を持たせ、そこを拠点とした11の区域を設定して事業体制を敷くことで、市内280校以上の学校開放校や利用者へのきめ細やかな対応を行うことができる唯一の事業者である。<br>以上の理由から、本業務を受託可能な団体は当該団体のみであるため、特定随意契約とする。<br>（地方自治法施行令第167条の２第１項第２号） | ス）スポーツ部企画事業課<br>011-211-3044 |
| R6.4.24 | 令和６年度Sapporo City Wi-Fi運用業務 | 東日本電信電話株式会社 | 13,321,000 | R6.3.31 | R6.4.1 ～ R7.3.31 | Sapporo City Wi-Fiは平成27年度に実施した公募型企画競争により選定された当該事業者が専用システムを構築して提供しているものであり、当該システムを運用することができる事業者は当該事業者のみである。<br>当該事業者以外の者が、Sapporo City Wi-Fiを提供しようとする場合、新たなアクセスポイントやサーバ等の機器調達、運用システムの開発など、改めて整備コストを要することになるとともに、ユーザーに対する継続的かつ安定的なサービスの提供に支障をきたすおそれがある。<br>以上により、本業務の委託については、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号及び札幌市契約規則第21条第１項ただし書きによる随意契約（特定）とすることが適当である。<br>（地方自治法施行令第167条の２第１項第２号） | 経）観光・ＭＩＣＥ推進課<br>011-211-2376 |

※(単価契約)又は(月額契約)の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額（円） | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。） | 担当課 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| R6.4.24 | 発寒清掃工場計装システム保守業務 | アズビル株式会社 | 42,900,000 | R6.3.22 | R6.4.1 ～ R7.3.31 | 当該システムは、アズビル株式会社製の精密機器であり、開発者である同社独自の技術及び特製規格品が多数使用されていることから、その保守にあたっては、設計上の詳細情報の把握や特に専門性の高い技術が必要不可欠である。<br>左記選定業者は、アズビル株式会社の系列会社として同社製品の保守管理部門を担っており、当該業務を履行できるのは、システム設計上の詳細情報や構造等を熟知している左記選定業者のみである。<br>以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから、左記選定業者に特定する。<br>（地方自治法施行令第167条の２第１項第２号） | 環）環境事業部発寒清掃工場<br>011-667-5311 |
| R6.4.24 | 札幌市下水道科学館運営管理業務 | 一般財団法人札幌下水道公社 | 39,930,000 | R6.3.21 | R6.4.1 ～ R7.3.31 | 一般財団法人札幌下水道公社（以下、札幌下水道公社）は、下水道事業の円滑な推進に貢献し、もって市民生活の向上と発展に寄与することを目的として、昭和58年に本市の出資により創設された団体であり、以後、公的な立場で、下水道事業に関する普及啓発及び施設の維持管理等を行っている。<br>札幌市下水道科学館は、下水道の役割や重要性を市民に発信し、本市の下水道事業への理解を深めることを目的とした広報施設であることから、運営にあたっては、本市の下水道事業について専門的な知識を有するとともに、利益確保に偏ることなく、本市と一体となって、効果的に普及啓発を行うことが求められる。<br>なお、札幌下水道公社は、財団法人から一般財団法人への移行に伴い、内部留保資金を活用した公益目的支出計画を策定している。この計画に基づき、平成24年度から毎年、この財源を活用し、来館する児童用バスの貸出事業や自主的なイベントなどを実施してきており、その総額は令和５年度までに延べ約8,000万円になるなど、競争に適さない。<br>札幌下水道公社は、前述のとおり、下水道事業の円滑な推進に貢献することを目的として、本市の下水道事業に携わってきた豊富な実績があり、本市と一体となって下水道事業を担うことができる唯一の団体であると認められることから、本業務の契約の相手方として特定するものである。<br>（地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号） | 下）経営管理部経営企画課<br>011-818-3452 |
| R6.4.24 | 回転翼航空機（レオナルド式AW139型）の定期耐空検査等に係る整備業務 | 東邦航空株式会社 | 140,250,000 | R6.2.26 | R6.2.26 ～ R6.11.29 | 札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている事業者で、本整備業務が履行可能な３者に確認したところ、当局が指定する期間内に履行可能な業者が、東邦航空株式会社の１者のみである。<br>（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第１号） | 消）総務部施設管理課<br>011-215-2030 |
| R6.4.24 | 消防情報管理システム保守業務 | 富士通Ｊａｐａｎ株式会社 | 7,172,000 | R6.3.8 | R6.4.1 ～ R7.3.31 | 本システムは、富士通Japan（株）のパッケージ商品を本市独自にカスタマイズしたものであり、その保守については、本システムを構成するハードウェア・ソフトウェアに精通している必要があり、これらの十分な専門知識とノウハウを有しているのは、当該機器を納品した日本電気（株）のみである。また、プログラムの著作権等の問題から他の事業者に情報を公開することも困難であるため。<br>（地方自治法施行令第167条の２第１項第２号） | 消）総務部施設管理課<br>011-215-2030 |
| R6.4.24 | 消防指令システム保守業務 | 富士通Ｊａｐａｎ株式会社 | 62,260,000 | R6.3.8 | R6.4.1 ～ R7.3.31 | 本システムは、富士通Japan（株）のパッケージ商品を本市独自にカスタマイズしたものであり、その保守については、本システムを構成するハードウェア・ソフトウェアに精通している必要があり、これらの十分な専門知識とノウハウを有しているのは、当該機器を納品した富士通Japan（株）のみである。また、プログラムの著作権等の問題から他の事業者に情報を公開することも困難であるため。<br>（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第１号） | 消）総務部施設管理課<br>011-215-2030 |
| R6.4.24 | 石狩管内消防救急無線システム保守業務 | 富士通Ｊａｐａｎ株式会社 | 59,070,000 | R6.3.8 | R6.4.1 ～ R7.3.31 | 本システムは、富士通Japan（株）のパッケージ商品を本市独自にカスタマイズしたものであり、その保守については、本システムを構成するハードウェア・ソフトウェアに精通している必要があり、これらの十分な専門知識とノウハウを有しているのは、当該機器を納品した富士通Japan（株）のみである。また、プログラムの著作権等の問題から他の事業者に情報を公開することも困難であるため。<br>（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第１号） | 消）総務部施設管理課<br>011-215-2030 |
| R6.4.24 | 令和６年度中央図書館もみじ台図書コーナー運営業務 | 日興美装工業株式会社 | 1,590,600 | R6.3.31 | R6.4.1 ～ R6.4.1 | もみじ台図書コーナーが設置されているもみじ台管理センターは、平成24年に（一財）札幌市住宅管理公社から寄附を受け、本市（財産：まちづくり政策局都市計画部、運営調整：市民文化局地域振興部）が所有しながら、管理運営団体に貸付を行うことで運営を行っている。<br>図書コーナーについても、管理運営団体に包括的な運営を委ねることで、住民サービスの質の向上や運営上の効率化が図られることから、当業務はもみじ台管理センター管理運営団体への受託業務となっている。<br>このため、円滑な図書コーナーの運営に向けては、もみじ台管理センター管理運営業務と当業務は密接不可分であり、競争入札には適さないことから、管理運営団体となった当該団体を相手方として随意契約とする。<br>（地方自治法施行令第167条の２第１項第２号） | 教）中図．利用サービス課<br>011-512-7320 |

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。